

2022年7月7日

新潟労働局長
吉野 彰一 殿

自動車総連 新潟地方協
議長 田辺 綱男

申 出 書

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
新潟県に於いて、自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業を営む使用者に使用されている労働者 6,382 人
2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名
新潟県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業最低賃金
3. 申出の内容
上記 2. の最低賃金の改正の決定を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条第 1 項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
申出産業に於いて、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数（または使用者数）が 2,493 人であり、新潟県における自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業を営む使用者に使用される労働者数 6,382 人の概ね 3 分の 1 以上に達していること。
(2,493 人÷6,382 人=0.3906>1/3)
最も低い労働協約の金額 : 159,200 円/月（日額 7,319 円、時間額 975 円）
現在適用されている法定最低賃金額 : 936 円/時間

